

ける事業の種類	飼育数が百万羽以上であるものに限る。)	未滿又は鶏の飼育数が三十万羽以上百万羽未滿であるものに限る。)
口 畜産施設の規模の変更の事業(牛の飼育数が三千頭以上、豚の飼育数が三万頭以上又は鶏の飼育数が百万羽以上増加するものに限る。)	畜産施設の規模の変更の事業(牛の飼育数が千五百頭以上三千頭未滿、豚の飼育数が一万頭以上三万頭未滿又は鶏の飼育数が三十万羽以上百万羽未滿増加するものに限る。)	

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行後三年を経過した場合において、改正後の青森県環境影響評価条例施行規則別表第一の十六の項の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

告 示

青森県告示第三百七十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
サンケア薬局石堂店	八戸市石堂一丁目一五の九	平成三・四・一

青森県告示第三百七十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日
変更前	ハッピー調剤薬局青葉店	八戸市青葉三丁目三二の一	平成三・二・四
変更後		八戸市青葉三丁目三二の一	

青森県告示第三百七十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
多賀台診療所	八戸市多賀台四丁目四の三	平成三・三・六
医療法人昌信会赤田外科クリニック	八戸市根城五丁目一の二	三・三・三
西村皮膚科	十和田市西三番町一八の三七	"

青森県告示第三百七十五号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第六十四条の規定により、次の

とおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成二十三年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	区分	名 称	所 在 地	変更年月日
ハッピー調剤薬局 青葉店			八戸市青葉三丁目三二の二 七	平成三〇・四・一
変更後			八戸市青葉三丁目三二の二	

青森県告示第三百七十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十三年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
ほのぼの薬局	三戸郡南部町大字苫米地字倉前一の五	平成三〇・六・一

青森県告示第三百七十七号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
基本測量（精密水準測量）

- 二 作業期間
平成二十二年六月十四日から同年八月三十一日まで

- 三 作業地域
青森市

青森県告示第三百七十八号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
基本測量

- 二 作業期間
平成二十二年八月九日から平成二十三年三月二十日まで

- 三 作業地域
青森市

- 弘前市
- 五所川原市

青森県告示第三百七十九号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量）

- 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量）

- 二 作業期間
平成二十二年五月十日から平成二十三年三月三十一日まで
- 三 作業地域
青森県内全域

青森県告示第三百八十号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部東北新幹線建設局
- 二 測量の種類
公共測量（基本測量 電子基準点）
- 三 測量の期間
平成二十二年十月一日から平成二十三年三月十五日まで
- 四 測量の地域
八戸市
五戸町
おいらせ町
六戸町
東北町
十和田市
七戸町
青森市
各々の一部

青森県告示第三百八十一号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一

部を次のように改正し、平成二十三年四月二十三日から施行する。

平成二十三年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

つがるにしきた農業協同組合 田出張所	つがる市稲垣町繁田源	
つがるにしきた農業協同組合 除支店	つがる市木造川除栄盛	
つがるにしきた農業協同組合 村支店	西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町	
つがるにしきた農業協同組合 牛潟支店	つがる市牛潟町大田光	
つがるにしきた農業協同組合 力中央支店	つがる市車力町若林	
つがるにしきた農業協同組合 倉出張所	五所川原市金木町倉宇田野	
つがるにしきた農業協同組合 良市出張所	五所川原市金木町喜良市弓矢形	
つがるにしきた農業協同組合 沙門出張所	五所川原市大字毘沙門	
つがるにしきた農業協同組合 泊出張所	北津軽郡中泊町大字小泊	及び
つがるにしきた農業協同組合 戸瀬支店	西津軽郡深浦町大字関	を削る。

青森県告示第三百八十二号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十三年四月十三日をもって青森県収

入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成二十三年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び名称
東津軽郡蓬田村大字蓬田字宮本四四
有限会社蓬田製材所

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
人事給与トータルシステム維持管理業務一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県総務部人事課
青森市長島一丁目一の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十三年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社
東京都港区芝五丁目七の一

六 契約金額
五千二百五十万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとした。

八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年四月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人グリーンエネルギー青森
- 三 代表者の氏名
丸山 康司
- 四 主たる事務所の所在地
青森市新町二丁目五の五
- 五 定款に記載された目的
この法人は、循環型社会の構築を目指して、市民や地域が主体となった省エネルギー活動を推進すること、再生可能な自然エネルギーの普及、促進、及びそのために必要な社会的制度、政策の提言と実現をはかることをもって社会全体の利益の増進と地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社野村産業

二 代表者の氏名 野村 信

三 主たる営業所の所在地 青森市大字三内字沢部一〇四の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第一〇〇一三六号

五 取消年月日 平成二十三年三月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、防水工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年三月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 佐藤設備工業株式会社

二 代表者の氏名 佐藤 良一

三 主たる営業所の所在地 青森市富田一丁目一七の七

四 許可番号 青森県知事許可（特 一九）第一四四七号

五 取消年月日 平成二十三年三月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、管、水道施設工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年三月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 佐藤設備工業株式会社

二 代表者の氏名 佐藤 良一

三 主たる営業所の所在地 青森市富田一丁目一七の七

四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第一四四七号

五 取消年月日 平成二十三年三月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

消防施設、清掃施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年三月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、倉石土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十三年四月二十二日

三八地域県民局長 鳴 海 英 章

区役員の別	氏名	住 所	就任及び退任年月日
理事	柏田 雅俊	三戸郡五戸町大字倉石又重字館町八七	平成 三・四・一就任
〃	角浜 寛	大字浅水字豊川窪三九	〃
〃	大沢 稔	大字倉石中市字中市九	〃
〃	勝山 謙一	大字倉石又重字古川代二六	〃
〃	赤坂 文男	字下夕沢八の	〃
〃	高宮 一雄	字前平一三	〃
〃	立花 正雄	大字倉石中市字幸神一四	〃
〃	高谷 統司	大字倉石又重字高谷平二	〃
〃	細田 昇	字山田九九	〃
〃	中田 潔	字太田六三	〃
〃	東山 道弘	大字倉石中市字中市五九の	〃
〃	行 優	大字倉石又重字森田五七の	〃
理事	柏田 雅俊	字館町八七	三・三退任
〃	細田 豊	字山田一〇一	〃
〃	角浜 寛	大字浅水字豊川窪三九	〃
〃	三浦 良浩	大字倉石又重字森ノ上三二	〃
〃	東山 道弘	大字倉石中市字中市五九の	〃
〃	浦崎 榮悦	字津久志森四	〃
〃	赤坂 文男	大字倉石又重字下夕沢八の	〃
〃	西山 利夫	字古川代二八	〃
〃	竹原 誠	字前田一〇三	〃

監事	竹原 瑞夫	字太田七三	〃
〃	大沢 稔	大字倉石中市字中市九	〃
〃	本田 薫	大字倉石又重字館水夕下一	〃

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十三年四月二十二日

西北地域県民局長 石 岡 博 文

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
二十二年災農地災害復旧事業	一〇一 深 浦 町	平成三・三・四

下北地域県民局告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、下北地域県民局地域整備部及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年四月二十二日

下北地域県民局長 長 津 秀 二

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
むつ市十二林一三二の四、一三四の五及び二二五の三	四七・二メートル	六・一〇メートル	平成 三・三・五

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十二号

平成二十三年六月五日執行の青森県知事選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第二項及び同法第二十三條第一項の規定により次のとおり定めたと、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第十四條第二項の規定により告示する。

平成二十三年四月二十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

- 一 被登録資格の決定の基準となる日 平成二十三年五月十八日
- ただし、年齢についての基準となる日 平成二十三年六月五日
- 二 登録を行う日 平成二十三年五月十八日
- 三 縦覧に供する期間 平成二十三年五月十九日

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町一丁目番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭